



！ 新型コロナウイルス感染症対策 (当センターの業務体制について)

現在、兵庫県下に「新型コロナウイルス特措法」に基づく緊急事態宣言が発令されています。

これにより、神戸市北農業振興センターにおきましても緊急の業務体制をとっております。

したがって、各種問い合わせ・申請について対応に要する期間が通常よりかかる場合があることをご了承願います。

また不要不急の問い合わせは電話、FAX 等をご活用いただき感染リスクの軽減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：神戸市経済観光局北農業振興センター
TEL：078-982-7111 FAX：078-982-0479

共済掛金等の口座振替依頼は 5月末までにご利用します。

納期限までに掛金の納入が無かった場合は、加入できません。納入方法は納付書または口座振替の二通りです。口座振替をご希望の方は、5月29日(金)までに口座振替依頼書を提出してください。

北農業振興センター 異動のお知らせ

○ 4月1日付け

転出

新：西農業振興センター所長 仲村 友和

旧：北農業振興センター所長

新：経済観光局農水産課水産漁港係長 池本 夏子

旧：北農業振興センター担当係長

転入

新：北農業振興センター所長 岡野 光世

旧：中央卸売市場運営本部経営課担当係長

新：北農業振興センター担当係長 天野 勝明

旧：経済観光局農水産課水産漁港係長

中山間地域等直接支払交付金事業 が新たに始まります！

神戸市では、令和2年度から中山間地域等直接支払交付金事業を新たにスタートします。

この事業は、中山間地域に指定されている地区が対象となっており、神戸市では北区の道場町、八多町、大沢町、上淡河・淡河の地区が該当します。

(上記5地区は農林統計上の中間農業地域に指定)

※事業対象地域でも、農用地が農用地区域、急傾斜地(5%)、団地要件(1ha以上)などの要件に該当しなければ、事業対象とはなりません。

棚田地域振興法が施行されました！

昨年8月より棚田地域振興法が施行され、地域内に1ha以上の棚田(傾斜5%)がある場合、その棚田の保全や振興活動を行う地域を対象に、国が「指定棚田地域」に指定する制度が新たに始まりました。

指定棚田地域に指定されると、神戸市の上記5地区以外でも中山間地域等直接支払交付金事業の実施が可能となり、

さらに「棚田振興活動計画」を策定し計画に沿った活動を実施する地域は、中山間地域等直接支払交付金事業の中で加算措置を受けることが可能となりました。



上記事業についてご興味やご質問のある集落は、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：

北農業振興センター 北ふる里振興係 内山・田中

TEL 078-982-2810